

# 経営安定関連保証

## 制度の特徴

取引先の倒産、災害、売上減少等により経営の安定に支障をきたしている中小企業者に対するSN保証であり、普通保証とは別枠かつ、低保証料で利用できる制度です。

対 象 者	SN1～8号いずれかに該当し、本店（個人の場合は主たる事務所）の所在地を管轄する市町村長の認定を受けた中小企業者
保 証 限 度 額	2億8,000万円
保 証 期 間	10年以内
据 置 期 間	2年以内
金 利	金融機関所定
保 証 料	責任共有対象 0.70% 責任共有対象外 0.80%
担 保	必要に応じ徴求
連 帯 保 証 人	原則として、法人の代表者を除いては、保証人は不要 (一定の要件を満たせば、経営者保証を不要とする取り扱いが可能です)